

熱海市クーリングシェルター（涼み処）事業実施要領

（目的）

第1条 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（以下「改正適応法」という。）により、市町村長が地域において指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定できるようになった。このクーリングシェルター事業（以下「シェルター事業」という。）は、暑さによる健康被害を防止し、市民等が安全に過ごせる場所を提供するために「クーリングシェルター（涼み処）」を設置・運営することを目的とする。

（施設・店舗等の協力実施内容）

第2条 シェルター事業により施設・店舗等が行う内容は次のとおりである。

- (1) シェルター事業協力標識の掲示
- (2) 休憩用冷房のある空間の提供
- (3) 可能な範囲で、休憩スペースや椅子の提供
- (4) 避難者が持ち込む熱中症予防のための飲食を可能とする

（シェルターの指定）

第3条 シェルター事業に協力する市内の各施設・店舗等の事業者等は、熱海市クーリングシェルター（「涼み処」）協力届出書（様式第1号。以下「協力届出書」という。）を熱海市（以下「市」という。）に提出する。

- 2 市は前項の規定による届出があった施設・店舗について、指定の条件を満たすものと認める場合は、協力届出書を提出した事業者等（以下「届出者」という。）と協定を締結し、協力標識（ステッカー又はデータ）を提供する。
- 3 前項の規定により協定を締結した施設・店舗等（以下「協力施設」という。）については、名称及び所在地を市ホームページに公表する。
- 4 届出者は、市が提供した協力標識を協力施設の市民等から見やすい場所に掲示する。
- 5 届出者及び協力施設において発生するシェルター事業の実施にかかる費用は、届出者において全て負担する。

（施設・店舗等の変更等）

第4条 届出者は、協力施設を変更（追加・廃止を含む。）するときは、熱海市クーリングシェルター（「涼み処」）協力（変更・廃止）届出書（様式第2号）に記載し、市に提出する。

- 2 届出者は、協力届出書に記載の事業者名等に変更があった場合又はシェルター事業への協力を取りやめる場合には、熱海市クーリングシェルター（「涼み処」）協力（変更・廃止）届出書（様式第2号）を市に提出する。
- 3 市は、前2項の届出により、ホームページの公表内容に変更がある場合は、ホームページの公表内容を変更する。

(実施期間・時間)

第5条 シェルターの実施期間は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までを基本とし、実施年度の暑さを鑑みて市が決定し、市ホームページで公表する。

2 実施時間は、協力施設の営業時間内とし、状況により前後することも可能とする。

(施設・店舗等の参加要件)

第6条 届出者又は協力施設が、本要領を遵守しないとき又は次の各号のいずれかに該当する場合は、市は当該施設・店舗等を協力施設として認めない。

(1) 団体及び団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、熱海市暴力団排除条例（平成24年熱海市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合

(2) 団体、事業者等が解散又は破産した場合

(3) その他市がシェルターの協力施設として不適切であると判断する場合

2 シェルター指定後に、届出者又は協力施設が、前項の規定に該当することが認められた場合は、市は協力施設の登録を取り消すことができる。

3 市は前項の規定により協力施設を取消したときは、届出者に連絡し、ホームページ公表を取りやめる。

4 前項の規定により市が届出者に連絡したときは、協力施設は協力標識の掲示を取りやめなければならない。

(その他)

第7条 本要領に定めるもののほか、シェルター事業の実施に関し必要な事項がある場合は、市が別に定める。